

○国土交通省告示第千四十四号
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び東日本高速道路株式会社において、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第二号及び第九条第一項第二号の規定による協議が成立したので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第八条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月二十八日
 国土交通大臣 太田 昭宏

一 道路の種類 高速自動車国道

二 路線名及び位置

東北横断自動車道酒田線

寒河江市大字寒河江字山西甲一二七〇番二から同市大字寒河江字久保甲一二九三番一まで

三 他の工作物の管理者の名称及び所在地

名称 都市公園管理者 山形県

所在地 山形市松波二丁目八番一号

四 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

兼用工作物の維持、修繕及び災害復旧

五 協定の発効日 平成二十六年十月二十九日

○国土交通省告示第千四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等を使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月二十八日

国土交通大臣 太田 昭宏

第一第十八号中「及びテント倉庫用膜材料」を、「テント倉庫用膜材料及び膜構造用フィルム」に改める。

別表第二(2)欄第一第十八号に掲げる建築材料の項第一号中「及びテント倉庫用膜材料」を、「テント倉庫用膜材料及び膜構造用フィルム」に改め、同号ただし書を削り、同項第四号中「よこ糸方向」の下に「膜構造用フィルムにあつては、ロール方向及びロール直交方向。以下同じ。」を、「伸び率」の下に「並びに伸び率十パーセント時の応力」を加え、同項第七号中「膜材料」の下に「及び膜構造用フィルム」を加え、同項第九号中「もみ摩擦」を「膜材料及びテント倉庫用膜材料にあつては、もみ摩擦」に改める。

別表第二(2)欄第一第十八号に掲げる建築材料の項第一号ロ(2)中「基布の単位質量」を「膜材料及びテント倉庫用膜材料の基布の単位質量」に改め、同号ロ(3)中「コーティング材」を「膜材料及びテント倉庫用膜材料のコーティング材」に改め、同号ハ中「織糸密度及び」を「膜材料の織糸密度及び」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 厚さの測定は、次に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれイ若しくはロに定める方法による。か又は膜材料等の品質に応じてこれらと同等以上に厚さを測定できる方法によること。

イ 膜材料及びテント倉庫用膜材料 厚さ測定器を用いて、膜材料及びテント倉庫用膜材料の七十五ミリメートル以上間隔をおいた五箇所以上について測定した値の平均値とすること。

ロ 膜構造用フィルム JIS K7130（プラスチックフィルム及びシート）厚さ測定方法 ― 一九九九によること。

別表第二(2)欄第一第十八号に掲げる建築材料の項第四号中「の測定」を「並びに伸び率十パーセント時の応力の測定」に、「を測定」を「並びに伸び率十パーセント時の応力を測定」に改め、同号イ中「し、試験片の幅は三十ミリメートル又は五十ミリメートルと」を削り、同号ロを次のように改める。

ロ 載荷は、次に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれ次の(1)又は(2)に定める方法により行うこと。

(1) 膜材料及びテント倉庫用膜材料 JIS L1096（一般織物試験方法）― 一九九九の定速伸長形引張試験機を用いたストリップ法（試験片の幅は三十ミリメートル又は五十ミリメートルに限る。）によること。

(2) 膜構造用フィルム JIS K7127（プラスチック引張特性の試験方法 第三部）フィルム及びシートの試験条件）― 一九九九によること。

別表第二(2)欄第一第十八号に掲げる建築材料の項第四号に次のように加える。
 ホ 膜構造用フィルムの伸び率十パーセント時の応力の基準値は、ロ(2)に定める試験による伸び率十パーセント時の荷重を各試験片ごとに求め、それらの平均値とすること。

別表第二(2)欄第一第十八号に掲げる建築材料の項第五号ロを次のように改める。
 ロ 載荷は、次に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれ次の(1)から(3)までに定める方法により行うこと。

(1) 膜材料 JIS L1096（一般織物試験方法）― 一九九九のトラベゾイド法によること。
 (2) テント倉庫用膜材料 JIS L1096（一般織物試験方法）― 一九九九のシングルタング法によること。

(3) 膜構造用フィルム JIS K7128-3（プラスチックフィルム及びシート）の引張強さ試験方法― 第三部（直角形引裂法）― 一九九九によること。

別表第二(2)欄第一第十八号に掲げる建築材料の項第七号イ中「し、試験片の幅は三十ミリメートル又は五十ミリメートルと」を削り、同号ロを次のように改める。

ロ 載荷は、次に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれ次の(1)又は(2)に定める方法により行うこと。

(1) 膜材料 JIS K6859（接着剤のクリープ破壊試験方法）― 一九九四の試験方法（試験片の幅は、三十ミリメートル又は五十ミリメートルに限る。）又は JIS K7115（プラスチッククリープ特性の試験方法― 第一部：引張クリープ）― 一九九九の試験方法（試験片の幅は、三十ミリメートル又は五十ミリメートルに限る。）によること。

(2) 膜構造用フィルム JIS K7115（プラスチッククリープ特性の試験方法― 第一部：引張クリープ）― 一九九九の試験方法（当該試験方法に定めるもののほか、幅二十五ミリメートルの短冊型の試験片を含む。）によること。

別表第二(2)欄第一第十八号に掲げる建築材料の項第七号ハ及び二中「ロ」を「ロ及びハ」に改め、同号中二をホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。
 ハ 載荷は、ロに定める試験方法により、次の(1)及び(2)に掲げる載荷をそれぞれ行うこと。
 (1) 室温においてたて糸方向及びよこ糸方向の引張強さの基準値の四分の一以上（膜構造用フィルムにあつては、伸び率十パーセント時の応力の基準値の二分の一以上）の荷重で二十四時間の載荷を行うこと。
 (2) 温度摂氏六十度（基布にガラス繊維を用い、かつ、コーティング材に四ふつ化エチレン樹脂、四ふつ化エチレンパーフルオロアルキルビニルエーテル共重合樹脂又は四ふつ化エチレン― 六ふつ化プロピレン共重合樹脂を用いた膜材料及び膜構造用フィルムにあつては、摂氏百五十度）雰囲気内でたて糸方向及びよこ糸方向の引張強さ（膜構造用フィルムにあつては、伸び率十パーセント時の応力）の基準値の十分の一以上の荷重で六時間の載荷を行うこと。

別表第二(欄第一第十八号に掲げる建築材料の項第八号イ(2)中「五分の一以上」の下に「膜構造用フィルムにあつては、伸び率十パーセント時の応力の基準値の五分の四以上」を、「二十ニュートン以下」の下に「膜構造用フィルムにあつては、一平方ミリメートルにつき二ニュートン以下」を加え、同号イ(4)中「各糸方向」を「たて糸方向及びよこ糸方向」に改め、同号ロ(1)中「十五ミリメートル」の下に「膜構造用フィルムにあつては、六ミリメートル又は十五ミリメートル」を加え、同号ロ(2)中「三ミリメートル」の下に「膜構造用フィルムにあつては、一ミリメートル」を加え、同号ロ(4)中「各糸方向」を「たて糸方向及びよこ糸方向」に改める。

別表第三(欄第一第十八号に掲げる建築材料の項第一号中「製品」の下に「膜構造用フィルムにあつては、同一の機械によつて連続して製造された膜構造用フィルムの製品」を加え、同項第二号中「基布の質量」を「膜材料及びテント倉庫用膜材料の基布の質量」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

国土交通省告示第四十六号

モーターボート競走法施行規則(昭和二十六年運輸省令第五十九号)第十五条第一項ただし書及び同項第一号の規定に基づき、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める告示(平成二十六年国土交通省告示第七十一号)の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年十月二十八日 国土交通大臣 太田 昭宏

第一号の表平和島競走場の項中「百八十日」を「百八十六日」に改める。

国土交通省告示第四十七号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十三条の十一第一項の規定に基づき、阪神国際港湾株式会社から大阪及び神戸における埠頭群を運営する者の指定の申請があつたので、同法第四十三条の十一第八項の規定により、その内容を次のように縦覧に供するため、港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号)第十一條の六第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月二十八日 国土交通大臣 太田 昭宏

一 縦覧の開始の日
平成二十六年十一月四日

二 縦覧の場所及び縦覧の時間
東京都千代田区霞が関二丁目一番三号(中央合同庁舎第三号館八階) 国土交通省港湾局港湾経

済課 午前九時三十分から午後六時十五分まで
神戸市中央区海岸通二十九番地(神戸地方合同庁舎五階) 近畿地方整備局港湾空港部港湾管理

課 午前八時三十分から午後五時十五分まで
海上保安庁告示第百二十三号

海上保安庁法施行令(昭和二十三年政令第九十六号)第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月二十八日 海上保安庁長官 佐藤 雄一

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示
海上保安庁の船舶の番号及び標識(昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PL 82 なぐら」を「PL 82 なぐら
PL 83 かびら」に改める。

附則

この告示は、平成二十六年十一月七日から施行する。

海上保安庁告示第百二十四号

海上衝突予防法(昭和五十二年法律第六十二号)第十条第十四項の規定に基づき、分離通航方式に関する告示(昭和五十二年海上保安庁告示第八十二号)の一部を次のように改正し、平成二十六年十一月一日協定世界時〇時から施行する。

平成二十六年十月二十八日 海上保安庁長官 佐藤 雄一

別表の62の2の表の次に次の二表を加える。
62の3 PANNAMA太平洋沿岸分離通航方式

| 分 離 航 路 | 分 離 航 路 | 沿 岸 通 航 帯 |
|---|--|--|
| 1 一からへまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びこれを結ぶ地点とへに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面 | トからタまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びトに掲げる地点とタに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面(分離帯を除く。) | 陸岸とシからナまでに掲げる地点を順次に結んだ線との間の海面及び陸岸とラからケまでに掲げる地点を順次に結んだ線との間の海面 |
| イ 北緯8度45・42分西経79度25・44分の地点 | ト 北緯8度46・0分西経79度24・62分の地点 | シ 北緯7度33・6分西経78度12・84分の地点 |
| ロ 北緯8度35・0分西経79度23・0分の地点 | チ 北緯8度35・0分西経79度21・0分の地点 | ソ 左欄第一号リに掲げる地点 |
| ハ 北緯7度45・0分西経79度23・0分の地点 | リ 北緯7度45・0分西経79度21・0分の地点 | ヅ 左欄第一号リに掲げる地点 |
| ニ 北緯7度45・0分西経79度26・0分の地点 | ヌ 左欄のハに掲げる地点 | ナ 左欄第一号トに掲げる地点 |
| ホ 北緯8度35・0分西経79度26・0分の地点 | ル 左欄のニに掲げる地点 | ナ 北緯8度56・48分西経78度58・52分の地点 |
| ヘ 北緯8度44・7分西経79度27・0分の地点 | レ 北緯7度45・0分西経79度28・2分の地点 | ナ 北緯8度43・81分西経79度44・75分の地点 |
| | ロ 北緯8度35・0分西経79度28・2分の地点 | ム 左欄第一号カに掲げる地点 |
| | カ 北緯8度44・0分西経79度28・0分の地点 | ム 左欄第一号カに掲げる地点 |
| | コ 左欄のヘに掲げる地点 | ム 左欄第一号カに掲げる地点 |
| | ク 左欄のロに掲げる地点 | ム 左欄第一号カに掲げる地点 |
| | ク 左欄のヘに掲げる地点 | ム 左欄第一号カに掲げる地点 |
| | ク 北緯6度53・0分西経80度27・0分の地点 | ム 左欄第二号トに掲げる地点 |
| | カ 北緯6度53・0分西経80度11・77分の地点 | ム 左欄第三号へに掲げる地点 |
| | コ 北緯6度58・46分西経80度06・34分の地点 | ム 左欄第三号ホに掲げる地点 |
| イ 北緯6度57・0分西経80度27・0分の地点 | | ム 北緯7度12・39分西経81度47・88分の地点 |
| ロ 北緯6度57・0分西経80度13・67分の地点 | | |